

2015年5月18日

## 「法曹人口調査報告書」の問題点

これからの司法と法曹のあり方を考える弁護士の会  
(司法を考える会) 執筆担当者チーム

### はじめに

2015年4月16日に開催された第19回法曹養成制度改革顧問会議に、法曹養成制度改革推進室(以下、推進室という)が作成した「法曹人口調査報告書(案)」(以下、報告書という)が資料として提出された。これは、先に推進室が行った市民アンケートの分析結果等を主な内容にしたものであるが、およそ公正な評価・分析とは言い難い恣意的なものになっている。それは、「増員ありき」「需要ありき」という最初に決められた結論に向かって、都合の悪い事実には目を瞑り、都合のよいデータだけをつまみ食いするだけでなく、データ等を分析するに当たっても、「需要はある」「司法試験合格者数を減らすべきではない」という結論に強引に結びつけるため、無理なこじつけを行っている。このような調査を行うために多額の国費が費やされたことは、誠に遺憾であると言わなければならない。

そもそも、法曹人口に関する調査を行うというのであれば、急激な弁護士の増員によって様々な弊害が現実には発生しているのであるから、まずその弊害の実態を克明に調査するべきである。しかも、この点については、すでに総務省が詳細な調査を行っており、その結果が2012年4月20日付で政策評価書として公表されている。したがって、推進室が現時点でさらに調査をするというのであれば、上記総務省による政策評価の結果を踏まえた、連続性のある調査が行われるべきであった。ところが、今回の調査は、深刻な弊害の実態から目を背けるばかりでなく、総務省による政策評価の結果も無視して、全く独自の立場で行われた。その調査の内容と手法は、市民に対して、「弁護士への相談を考えたことがあるか」「弁護士に依頼しようとしたことがあるか」「どのような問題であれば弁護士を依頼するか」等の抽象的な質問を投げかけ、将来の法曹需要を予測しようというものであった。それは、弊害の発生によって改善を迫られている現実の諸課題について対策を講じる上では、全く役に立たない的外れの調査でしかなかったのである。

ともあれ、こうしてできあがった報告書の内容そのものについても、冒頭にも記したように黙過できない重大な問題点があるので、以下、報告書の末尾に掲げられた「調査結果のまとめ」(203～207頁)の項目に従い、その問題性を具体的に指摘する。

### 第1 「法曹人口の現状」について

報告書は「諸外国と比較すると、我が国の法曹人口は未だに少ない」と述べているが、諸外国には存在しない隣接法律専門職の人口を加味して考えると、我が国の法曹人口は決して諸外国に比べて少ないとは言えない。また、今回、需要と供給の両面から調査がなされたように、人材供給の需給バランスを図ることは重要なことであり、法曹人口を需要を無視して増大させ、人材を市場原理の中で淘汰するような政策は採られるべきではない。

報告書は、「法曹人口は増加したが、諸外国と比較すると、我が国の法曹人口は未だに少ないといえる。」(203頁)と述べている。しかし、司法制度改革審議会(以下、司法審という)の時代からすでに指摘されていたことであるが、我が国には隣接法律専門職の存在があり、これが諸外国にはない特徴となっている。前述した総務省の政策評価書においても、訴訟代理権または出廷・陳述権が認められている隣接法律専門職の数が、2012年の時点で15万5651人あることが指摘されている。これに現在の弁護士数である3万7000人を加えると、すでに約19万2000人の法律関連職が存在していることになる。そして、これに現在の裁判官・検察官の数約4800人を加えると、現時点における我が国の法曹人口は約19万7000人ということになる。法曹人口を諸外国と比較するのであれば、この数字で比較しなければならない。ちなみに、司法審意見書によれば、目標とされたフランスの法曹人口は、当時において約3万6000人で、法曹1人当たりの国民の数は約1640人であるとされていた。これに対して我が国の場合は、現在の総人口1億2700万人を先述の隣接法律専門職を加えた法曹人口19万7000人で割ると、法曹1人当たりの国民の数は645人になる。これは、司法審が目標としたフランスよりはるかに多い法曹人口なのである。

報告書もさすがに、今では当然のこととして指摘されているこの事実を無視することはできなかったのであろう。次に続けて、「我が国には法的サービスを提供する各種の隣接業種も存在し、また法制度が異なる諸外国の法曹人口との単純な比較で我が国の法曹人口を決めることはできない。」(203頁)とも述べている。しかし、それなら、先の「諸外国と比較すると、我が国の法曹人口は未だに少ない」という記述とは、どのように整合するのであろうか。報告書がいう「我が国の法曹人口は未だに少ない」との慣用句は、このような明らかに文脈を無視した論理矛盾の所作に他ならない。

報告書は、「法曹の数は、最終的には社会の要請に基づいて市場原理によって決定されると考えられるので、本件調査においても、法曹に対する需要を調査し、さらに、もう一つの柱である供給側の状況について、法曹有資格者の活動領域の拡大状況や司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況という観点も加えて調査した。」(203頁)と述べている。しかし、市場原理によって決定されるのであれば、需要と供給の状況について調査する必要はない。司法試験を完全な資格試験にして、定められた水準に達した者は全て合格させ、あとは自由競争に委ねればよいのである。需要と供給の状況を調査するのは、需給にアンバランスがあれば、それを是正するために供給(司法試験の合格者数)を調整する必要があるからである。それは、法曹人口を市場原理に委ねる考え方は明らかに異質のものである。

報告書は、なぜこのような論理矛盾を犯してしまったのであろうか。それは、市場原理という言葉によって「供給調整(司法試験合格者数を制限すること)はいけない」というニュアンスを醸し出し、需要の調査によって「需要はまだある」、供給の調査によって「供給はまだ足りない」との結論を意図的に導こうとしているのであろう。そこには、「とにかく増員は維持しなければならない」という、「結論ありき」の姿勢を見て取ることができる。このような姿勢だから、後に詳しく述べるように、報告書のデータ分析が極めて偏頗で恣意的なものになっているのである。

なお、我々は、司法の世界に過度な競争原理を持ち込むことは、問題が大きいと考えている。司法の根本原理は正義にある。しかし、正義は、競争原理によって達成することはできない。人々の理性と英知こそが正義を実現する。司法の世界においては、それをどのようにして保障するかを第一に考える必要がある。市場原理の有用性が一般に唱えられる中でも、失業、貧困、公害、環境破壊等に見られる「市場の失敗」も、つとに指摘されている。市場原理は万能ではないのである。とりわけ、弱者救済を重要な目的とする司法の世界に、「市場の失敗」を持ち込むことは厳に戒めるべきである。

また、我々は、仮に司法試験を完全な資格試験として運用するのであれば、現在の合格者数は限界を超えており、資格試験となり得ていないと考えている。後に詳しく述べるように、司法試験の合格水準は著しく低下しており、国民にとって必要な法曹としての水準が維持されていると言えるかどうか非常に心許ない状況になっている。全てを「増員ありき」という結論から導き出すのではなく、このような事実を正確に把握し、事実に基づいて物事を考えるようにするべきである。

## 第2 「市民の需要」について

推進室が行った今回のアンケート調査は、質問の仕方・内容や統計分析の手法等において、統計学上の問題点が多い。統計学の目的は、科学的な真理を明らかにすることではなく、数学的な誤謬をできるだけ減らすことにあり、統計学的推論は消極評価には強いが、積極評価には限界があると言われている。ところが、報告書は、統計上の数字に現れない事実を前提に、「需要が増加すると推測できる」等と、統計を無視した推論を行っているに過ぎない。法律相談件数は減少を続けており、少なくとも現実の需要は縮小傾向にあることが明らかである。

1 本インターネット調査は、10万4867の母集団中、回答数4024、回答率4%弱である（付属資料47頁）。なお、総務省の平成22年通信利用動向調査によれば、パソコンによるインターネット調査回答率は10.2%であったことからすると、本調査は回答率が低く、法律問題に関心のある人が回答した等のバイアスがかかっていた可能性を無視できない。このことは、総務省の通信利用動向調査によれば、60歳以上の者のインターネット利用率は他の年齢層に比較して非常に少ないのに、本調査回答者中の60歳以上の者の割合は他の年齢層と変わらず20.2%であった（付属資料45頁）こと、他方で、報告書35頁が言うように、高齢者は法律問題を多く抱える傾向があることから分かる。

また、弁護士への相談を考えたことがある者が20.7%（インターネット問4）、その内弁護士への依頼をした者が32.4%だという（インターネット問5）。すると、全体の6.7%が依頼したということになる。20歳以上人口が1億486万7000人（付属資料45頁）だとすると、過去5年間に700万人以上が弁護士に依頼したことになる。これは明らかに過剰である。ここからも、法律問題に関心がある等のバイアスが見て取れよう。

このようなバイアスを除去・補正することなく全体評価をして法曹需要増加を言うことは無責任である。なお、報告書は、「重み付け」（サンプルの層別構成比が母集団層別構成比と異なるとき、母集団構成比と同じになるようにサンプル構成を調整すること）を行ったとするが（17頁の注6）、サンプル構成の母集団構成からのずれが調査内容に起因し、あるいは分析結果に影響するときは、単純に重み付けをすることはバイアス等を見逃す原因となることに注意しなければならない。

2 インターネット調査において、最近5年間に経験したトラブルで弁護士に相談することを考えたかを聞いている（インターネット問4）。そして、その後、依頼の有無や依頼しなかった理由を聞くという構成となっている。

しかし、インターネット調査にあっては、キー質問を決め、非該当者は分析の対象から外す決断が必要である。経験したトラブルの内容が弁護士の関与すべきトラブルでなかった場合（法律の門外漢である市民が非法律トラブルを法的トラブルと誤解すること、あるいは、他の士業の分野の問題を弁護士の問題と誤解することは大いにありうる。インターネット問6の選択肢「弁護士に依頼するような問題ではないと思ったから」、「自分で解決できると思ったから」に肯定的

に答えた者の内にはこのようなケースが含まれている可能性がある。)、これを排除した数を母数として依頼の率を計算するのであれば無意味な結論しか出てこない。また、弁護士が関与すべきトラブル以外のトラブルで弁護士に依頼しなかった理由を聞いても無意味である(インターネット問6選択肢4「弁護士にかかる費用が払えなかったから」を選んだ者のトラブルが子供の成績不良であった場合、回答は無内容となる。)。従って、トラブルの内容を自由記載等で明らかにする必要があった。

3 弁護士への相談を考えたことがあるかの質問(インターネット問4)から、弁護士への依頼の有無(インターネット問5)に飛ぶのはなぜか。問4と問5の間に、「弁護士に相談したか」が入るべきではないか。弁護士への相談を考えたことがある者の内、弁護士への依頼をした者が32%であるとする68%は依頼しなかったことになるが、これらの内、弁護士に相談した者がどれほどいるのかが不明である。ところが、報告書は、敢えて弁護士との相談の有無の設問を省きながら、従って、相談しなかった理由を聞くこともなしに、弁護士への相談がなかった可能性を指摘して、相談していれば受任に至った可能性を指摘して潜在的需要を指摘する。なお、報告書は、保有する弁護士情報についても何も聞かず、弁護士情報の提供不足を指摘し、十分な情報提供があれば依頼増となるかの如くに言う。

統計学の目的は科学的な真理を明らかにすることではなく、数学的な誤謬をできるだけ減らすことであり、統計的推論は消極評価(「Aとは言えない」)には強いが積極評価には限界があり、精々、「Bであることを否定できない。」と言える程度だとされるところ、ここでは統計数字に表れない事実を前提に、「Bである可能性がある」としているのであり、統計を無視した大胆な推論をしているというしかない。

しかも、弁護士からの情報提供が十分になされれば、依頼しなかった者の中にも依頼したはずの者が含まれる可能性があると言うのであれば、他方で、情報不足と誤解のもとに依頼してしまった者がいる可能性もあるはずであり、そうとすれば、情報が十分であれば依頼しなかった可能性もありうることになる。情報不足が仮にあるとして、それがどうして需要増加にのみ結びつか不明である。アンケート結果と統計に表れない事実を前提に結論を出すことの誤りは明らかである。

4 また、インターネット問6は、弁護士に相談したかを確認せずに、「弁護士では問題を解決してくれないと思ったから」、「弁護士は頼りにならなそうだったから」、「弁護士がよく話を聞いてくれなさそうだったから」、「弁護士にかかる費用が払えなかったから」という選択肢を用意する。これに答えた者の内に弁護士に相談しなかった者が含まれるとすると、そのような回答は弁護士需要の有無・多寡を知るための有用な情報となりうるのであろうか。少なくとも先に紹介した弁護士ニーズの積極的評価の根拠とはならないであろう。

しかも、ここでは回答者側の事情に関する選択肢(他人に話したくなかったから、司法書士に頼んだから、あきらめることにしたから、自分が悪いと思ったから、争い事が嫌いだから等。)が欠けている。このような事情は弁護士需要を否定する方向に働くはずであるのにこれを聞かず、需要増加可能性を言うのは設問も評価もあまりにも恣意的というべきである。

5 インターネット問5に関し、依頼を考えたが依頼しなかった者がいるから、その中に潜在的需要があるとするとする。

しかし、依頼しなかった者が、今後、依頼する可能性があるというのであれば、それは当然のことではかない。依頼を考えなかった者の中にさえ、今後依頼する可能性もあるのである。これ

を潜在的需要というなら、現実の依頼者以外にも依頼者がある可能性があるというだけのことであり、調査するまでもない。調査・分析の結果としてそのような潜在的需要が判明したかの如くに主張するのは欺瞞的でさえある。なお、依頼した者の中には、もう依頼しないと思う者もいるはずで、その場合の需要減は可能性として考えないのであろうか。

法律相談しながら依頼態度を留保している者の内に潜在的需要がある可能性があるとする18頁の「まとめ」にも同様の批判が妥当する。

6 報告書は、弁護士に依頼しようと思う理由（法律相談者問7）や、弁護士を選ぶ際の考慮事情を聞いて（インターネット問9、法律相談者問9）、その回答から、弁護士の親切な態度、適切な助言、きちんとした説明により潜在的需要の顕在化可能性を指摘する。

しかし、信頼関係を基礎とする継続的な契約関係に入るときに、相手方の親切な対応ときちんとした説明は当然の前提である。これなくして依頼するはずがない。報告書の上記指摘が妥当するのは、弁護士を選ばなかった者にその理由を聞き、親切な対応ときちんとした説明がなかったとする回答数が多数であった場合である。しかし、法律相談者問8において、弁護士が話を聞いてくれないとの選択肢に「そう思う」と回答したのは8.7%に過ぎない。なお、インターネット調査では弁護士への相談が聞かれていないのであり、親切な対応ときちんとした説明の有無も不明なのである。

7 報告書は、インターネット問9、法律相談者問9で弁護士を選ぶ際の考慮要素を聞いて、市民が弁護士の実務経験や、実績・評価に関する情報を得られれば需要増加可能性があるという結論を出す。

しかし、その選択肢として示されたのは、話しやすさ、親身な対応、きちんとした説明、実務経験の長さ、専門分野、実績と評価、幅広い知識等である。これを見れば多くの者が、これらの要素を考慮に入れたと思うであろう。少なくとも敢えて考慮要素から外すことはあるまい。そしてその回答結果を見て上記のような所見を出すのは無意味である。言えることはせいぜい、それらの諸要素が欠ければ需要が減退するであろうということである。報告書のような評価をするには、弁護士を選任しなかった理由としてそれらの要素が欠けていたことが原因であったことを示さなければならない。

このような恣意的設問と専断的、無根拠な評価が許されるのであれば、次のような設問と評価も可能となる。

「設問：弁護士を選ぶ際の考慮要素はどれか。

- 1 弁護士として業務上横領の前歴がないこと。
- 2 所得が少なく、いつも金銭的に困っているという事情がないこと。

評価：1、2に「考慮する」との回答が多かった。従って、弁護士が高所得を得ており業務上横領を心配する必要がなければ需要は増加する。」

8 報告書は、将来問題を抱えた場合に弁護士に依頼したい事項は何かを選択肢を掲げて聞き、その選択肢のいくつかを挙げた回答が多いことから、「将来問題に直面した際に弁護士に依頼をしたと思う市民は多い」と評価している。

しかし、具体的な法律問題を設定してこれを弁護士に依頼する可能性を聞けば、肯定的回答が多くなることは当然であり、この回答結果をもって将来の需要を予想することはできない。将来、交通事故で受傷した時に医師の診断・治療を受けたいかと質問し、これを肯定する回答があった

としても、将来、医師に診断・治療を依頼したいと思う市民は多いという評価が空しいのと同様である。そもそも、法律問題発生を前提とする質問で法律需要の多寡を予想することはナンセンスである。

9 報告書は、「良い弁護士の探し方が市民に伝わっていない」として、弁護士や弁護士会が積極的な広報活動、情報活動をすれば潜在需要の顕在化が図れるとする（42頁）。

しかし、そもそも弁護士会は、過疎地の法律相談センターの拡充に努力しているばかりか、都市の中心部にも相談センターを開設するなどの努力を不断に行ってきた。これにより一時は相談件数も増えていたが、今では減少に転じている。広報ができていないというのは簡単であるが、これは商品が売れなかったのは広告が悪かったからだと言っているに等しい詭弁である。また、弁護士会が「良い弁護士」について広報活動をするのは不可能であろう。できることは、懲戒を公表することにより「悪い弁護士」を明らかにすること程度である。また、弁護士の積極的な広報が必要を呼び起こすことがあったとしても、過払事件など特殊な事件に限られており、広告によって法律問題の処理が広く弁護士に依頼されるようになるということが実証されたことはかつてない。

10 報告書は、弁護士に期待する能力を聞き（インターネット問14）、専門知識と答える者が多かったことを理由に、専門性を備えた弁護士の増大で需要も増加する可能性があるという。

しかし、市民が自己が直面した法律問題を弁護士に依頼しようとするとき、当該問題に専門的知識・経験を有する弁護士が望ましいと思うのは調査するまでもなく当然である。特定弁護士に依頼しなかった理由がその弁護士の専門性の欠如であったという回答が多かったという調査結果がでたとき、弁護士の専門性と情報提供の必要性が結論付けられることはある（正確には、「弁護士の専門性獲得による需要増は否定できない。」との推論が可能となるということ。）。しかし、市民が弁護士に依頼するにつき専門性を考慮することがあるというだけでは、専門性を備えた弁護士の増加が需要の増加をもたらすことを予想する根拠とはならないのである。

11 報告書は、弁護士費用が低くなれば需要が大きくなるとするが（47頁）、当然である。調査を待つまでもない。ここから、経営を度外視して着手金及び報酬額を下げるべきとの結論に向かうなら暴論というしかない。

また、報告書は費用基準の明確化を主張する。確かに、費用の基準が明確であることは依頼する市民としては重要であろうが、それによる需要の多寡は本調査では何ら調査されていない。インターネット問10で依頼しやすさの基準として触れられているだけである。弁護士に依頼しなかった者がその理由として費用の基準が不明確だったという調査結果があって初めて費用の明確化が必要増につながる可能性を言えるにすぎない。なお、かつて、各弁護士会で費用基準を明定していたところ、公取委から独禁法上の問題を指摘され廃止された経緯がある。その前後で依頼数に変化があったかを調査することも考慮されてよいだろうが、そのような調査は行われていない。

12 本報告は、分析者の主観・恣意を排斥するための確率論を利用した推測統計学（推計学）という手法を取っていない。アンケート回答項目間の回答数の差に着目してその傾向を判断しているのである。従って、報告結果からは報告者の主観・恣意が科学的に排除されていない。まして、設問自体に恣意性が入り込めばなおさらである。確かに、「重み付け」（サンプルの層別構成比が母集団層別構成比と異なるとき、母集団構成比と同じになるようにサンプル構成を調整すること）

や「Pearson のカイ 2 乗」を用いた検定（標本採取の歪みないし分析結果の単なる偶然性がないかの検査。）をしているが、これを確率論的推計に利用しているわけではないのであるから同様である。

もし、アンケート結果を推測統計学を用いて法曹需要の増加の有無について解析すると、その結論は、「増加しないとはいえない」か「増加しない」であって、「増加する」との結論は出せない。まして、分析者の「傾向判断」であれば、言えることは、「増加する可能性が否定できない」もしくは、精々、「増加する可能性を推測できる」程度であろう。本調査結果で、「潜在的需要が顕在化する可能性があるのではないか。」「需要が増加するのではないかと思われる。」との表現がしばしば用いられるが、その意味は以上のようなものとしてとらえなければならぬ。その意味で、「調査結果のまとめ」の第 2 項 (4) の「需要が増加すると推測できる。」(204 頁) は、言い過ぎの感を免れない。

ここで忘れてはならないことは、本調査で設問の方法や着目の重点を変えれば、「潜在的需要は多くないのではないか、あっても顕在化する可能性がないのではないか。」「需要が減少するのではないかと思われる。」という分析も可能だということである。

13 日弁連の弁護士白書によれば、全国の弁護士会等が行っている法律相談件数の推移は以下のとおりである。これによれば、若干のこぼこはあるが、相談件数は減少傾向にあり、無料の相談の割合が若干増えていることであろうじて維持されているとすることができる。

2007 (平成19) 年	66万7872件
2008 (平成20) 年	64万0467件
2009 (平成21) 年	66万8396件
2010 (平成22) 年	62万7329件
2011 (平成23) 年	61万6883件
2012 (平成24) 年	60万0454件
2013 (平成25) 年	60万6679件

報告書は、「需要が増加するのではないかと思われる。」という大胆な推論を行っているが、その推論自体が科学的根拠に乏しいものであることは、すでに述べたとおりである。しかも、いま求められていることは、そのような抽象的な将来予測を行うことではない。大事なことは、現実に顕在化している需要と現実の供給とがマッチしているかどうかということである。上記のとおり相談件数は減少し、後に述べるように裁判事件数も減少している。このように、現実の需要が減少しているにもかかわらず、弁護士の数は毎年1500人以上増え続けている。このミスマッチを改善することにより、その結果発生している社会的弊害を除去することこそが、まず先決である。

百歩譲って、仮に報告書の言うように需要が増加する可能性があるとするれば、それにもかかわらず、現実にはなぜそれが実現していないのか、逆に需要が減少しているのはなぜかを解明することが最も大事であろう。将来は需要が増大する可能性があるからといって、それが顕在化していない現状をそのままにして、どうなるか分からない将来の抽象的な可能性に賭けるなどということは、およそ正常な政策判断とすることはできない。潜在的な需要が顕在化しない原因を解明し、それに対する対策を講じると共に、その効果が現れる時期を適切に判断し、その時点における法曹人口がその需要に応えることのできるものとなっているかどうかを具体的に検討するという姿勢でなければ、国民に対して責任を持った対応とは言えない。

翻って考えるに、推進室が行った今回の調査は、法曹養成制度検討会議取りまとめを是認した法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づき行われたものである。前提となる検討会議取りまとめは、今後も法曹に対する需要が増加すること、従って、「全体として法曹人口を増加させることを目指すものとするのが相当である。」としている。従って、本調査の対象・目的は法曹の需要の増減とその程度を調べるというものではなく、需要増加の可能性を確認することにあった。そのために、アンケート項目は需要増を導くためだけのものとなっており、その分析と所見は、需要増の方向で突進し、統計学の基本や限界に反して強引かつ恣意的なものとなったのである。

このように恣意的な調査によって、需要増加を結論付けることには無理があると言わなければならない。

### 第3 「企業の需要」について

企業の需要、法曹活用の意義を語るのであれば、企業の社会的責任（CSR）が強調される今日、現在の企業（とりわけ大企業）が抱える病理現象（下請いじめ、労働者の権利が十分保障されていない現状等）に対して、法曹がどの程度必要とされ、活用されているかという観点が必要不可欠である。

1 報告書は、企業の弁護士利用の機会と今後の需要予測について、大企業においては5年前と比べて利用が増加しており、今後も法曹有資格者を含め、需要は増大すると分析している。他方、中小企業については、現在及び将来にわたって利用見込みは大きくないとしながらも、契約書作成などの業務などに加え、コンプライアンスなどの業務分野などの潜在的需要があることから、需要の増加が期待できるとしている。

また、法曹有資格者の採用状況について、企業内弁護士がこの10年間で約10倍の1100人以上となったとしながらも、大企業の約76%、中小企業の約98%が今後採用予定はないと回答しており、法曹有資格者の企業内活用の有効性が認知されることが必要と述べている。

2 そもそも司法改革の出発点は、「社会生活上の医師」として法曹が、社会のあらゆる分野でその専門的知識と技術をもって活躍し、法の支配を隅々まで広げ、公正で透明性のある社会を実現することにあつた。

法の支配とは、人による支配、権力者をはじめ社会的強者による弱者に対する権利侵害を排除・是正し、法による正義に基づいた公正な社会秩序を実現するための概念である。

このような意味での法の支配を貫徹するためには、企業社会に関与する弁護士が、不正や人の支配に屈しない独立した地位で職務に従事できることが前提条件である。企業の利潤追求のために弁護士が、企業の論理に従属させられ、法的知識と技術を切り売りせざるをえない立場にたされたのでは、本末転倒である。

企業は、社会への有用性・貢献が認められてはじめてその存在が承認される。とりわけ今日においては、企業の社会的責任（CSR）が強調されるようになっており、グローバル企業のみならずすべての企業において、地球環境・自然環境への配慮と貢献等が厳しく要請されている。例えば、国連グローバル・コンパクトにおいても、人権擁護、環境問題に対する配慮、賄賂等の腐敗防止、等々の原則が謳われている（注）。企業の利益は、このような制約と社会的ルールの厳格な遵守のもとに、かかる有益企業として持続的に発展するための手段としてはじめて認められるものである。

（注） <http://ungcin.org/gc/principles/index.html> 参照



3 法の支配を貫徹するという観点から、企業の需要、法曹活用の意義を語るのであれば、以下のようなか国の企業（とりわけ大企業の）の病理現象に対して、法曹がどの程度必要とされ、活用されているかという観点が必要不可欠である。

- ① 大企業による下請けいじめ、不公正な取引慣行に対してどのような問題点があり、法曹がどのように活用されているか、あるいは活用されるべきか。
- ② 企業内におけるサービス残業、長時間過密労働、パワハラ・セクハラ・マタハラの防止、是正、男女差別、障害者雇用の推進に関して、どのような問題状況があり、法曹の活用がどのようになされるべきか。昨今問題となっているいわゆるブラック企業と呼ばれる企業において、法曹がどのような役割を果たすべきか。
- ③ 健康有害食品や薬品、消費者を惑わす不当商品表示等について、消費者保護の観点から企業内においてどのように法曹が内部から監督機能を果たすべきか。
- ④ 企業内での不正行為に対して、公益通報制度を実効化するために法曹がどのような役割を果たすべきか。

このような観点からの法曹需要についての検討は、報告書には一片もなく、上滑りの表面的需要調査でしかないことを指摘せざるをえない。

4 加えて、「法曹有資格者」の活用の有効性という点に至っては、そこに法の支配の貫徹という観点は一切なく、あふれた法曹人口の吸収という苦肉の就職お願い運動であり、本末転倒した報告書である。

5 国家は、個人の尊厳と基本的人権の尊重のために存在する。そして、企業は、社会への貢献のために存在を承認されているのであり、その存在価値は究極的には個人の尊厳の基本的人権の実現に資することに還元される。

近代憲法は、国家の暴走を回避するために、三権分立を採用している。司法改革の目的、出発点が企業社会に法の支配を貫徹し、そこに存在する病理現象を除去して活力ある社会をつくることにあったとするのであれば、一面で企業にとっては耳の痛いことではあっても、病理を糺すための法曹の活用を考えるべきである。

そして、そこで活用されるべき法曹は、目先の利害にとらわれず、独立した立場で企業経営に意見する弁護士でなければならない。

司法改革が真に国民に支持され、国民の利益になるとすれば、このような抜本的な企業改革への貢献ではなからうか。

#### 第4 「国・地方自治体の需要」について

報告書は、国・地方自治体の弁護士に対する需要は、今後増加していく可能性があるとしているが、報告書に記載されたデータからは、必ずしもそのような楽観的見通しを持つことはできないし、多少増加したとしても、その量は大量の法曹人口増を必要とするほどの規模にはなり得ない。

1 地方自治体における弁護士の利用機会について

- (1) 報告書によれば、地方自治体における弁護士利用機会は、5年前に比べて増加していると回

答した自治体が58%となっており、変わらないと答えた自治体の割合34%を上回っているとし、また、将来、法曹有資格者（特に顧問弁護士）の利用が増加すると答えた自治体が約71%と多かったことから、地方自治体において、弁護士に対する需要が増えていく可能性がある、と結論付けている。

- (2) ところで、総務省の統計によれば、平成26年4月5日現在の地方自治体の数は1718であり、今回回答のあった自治体数754は、全体の43.9%に過ぎないことを念頭に置く必要がある。その上で、弁護士の利用機会の回答を見ると、約58%が増えたと回答しているが、全体からみると約25%に過ぎない。他方、自治体外の弁護士（顧問弁護士を含む）への相談回数を今後増やすことを望むかという問いに対しては、約71%は望んでいないと回答しており（図表5-2）、前述したように無料相談も実際には大きく増えていない状態にあるにも関わらず、将来、法曹有資格者の利用が増加すると結論づけているのは、いかなる根拠に基づくものなのか、疑問を呈さざるを得ない。
- (3) したがって、地方自治体において、弁護士に対する需要が増えていく可能性があるとの結論は、到底是認できない。

## 2 地方自治体における法曹有資格者の採用について

- (1) 報告書も、地方自治体における法曹有資格者の常勤職員の採用数は、平成16年に2人であったところ、平成27年1月段階でも全国の常勤職員数は合計85人にとどまっているとし、今回の調査結果でも、約87%にあたる地方自治体が、法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないとの消極的な回答をしている、と報告している。この調査結果からも明らかのように、地方自治体には法曹有資格者を採用する需要はないということである。仮に1割の自治体で1名採用したとしても200名にも満たないわけであるし、採用後の雇用の維持を考慮すれば、数年で限界に達することは明らかであるから、恒常的に年間2000人の合格者が輩出される場合の就職先としては無意味なものである。
- (2) 報告書は、地方自治体による需要がないことを認めながら、「弁護士会と地方自治体との協力、連携も進められているところであり、今後の採用を注視していく必要がある。」(205頁)と述べている。現在進められている弁護士会と地方自治体との協力、連携が意味するところは、現在日弁連が積極的に進めようとしている「法律サービス展開本部」の活動を指すものと思われるが、この活動自体、弁護士以外の法曹有資格者の活動を容認するものであり（日弁連は否定しているが）、弁護士自治の観点から大いに問題があるところである。

## 3 国における弁護士の採用について

- (1) 報告書は、国の行政機関における弁護士在職数は、平成18年に47人であったところ、平成26年8月段階では335人（常勤124人、非常勤211人）となっていることから、その活用を望む機関は増える可能性がある、と結論付けている。
- (2) しかしながら、常勤の在職数は約2.6倍になったにすぎず、非常勤の人数のほとんどが東日本大震災後に設置された原子力損害賠償紛争和解仲介室支援委員であることを考えると、その活用を望む機関が増える可能性があるとは到底言えない状況である。

## 4 報告書の問題点について

報告書は、法曹人口を増大させたことを容認する立場から書かれた報告書である。そのことは、調査結果を客観的に受け止めれば、地方自治体にも国にも、弁護士の需要はない、あるとしても弁護士増員を吸収するだけの需要はないことは明確であるのにもかかわらず、「弁護士に対する需

要が増えていく可能性がある」とか、国の行政機関に「その活用を望む機関は増える可能性がある」という結論の導き方に現れている。

法曹人口とりわけ弁護士人口は、平成13年に1万8246人であったものが、平成26年には3万5113人になっており、約1万7000人増となっている。その中で、地方自治体や国の機関に弁護士が採用される人数は微々たるものであり、地方自治体や国の機関の需要の可能性があると法曹人口増員を容認する根拠とはならない。

## 第5 「裁判事件数からみる需要」について

弁護士を事業者としてみた場合、一過性の処理で終わる法律相談の件数よりも、裁判の事件の動向が決定的に重要である。ところが、裁判事件数は、着実に減少している。増えているのは家事事件だけであるが、その絶対数は、他の種類の事件が減少した数に比べると非常に少ない。報告書は、弁護士の代理割合が高い損害賠償事件数が増えていると述べているが、それは弁護士費用保険の普及によって交通事故の損害賠償請求事件が増えたからであり、このことから一般的に事件数が増大する可能性を論ずることはできない。

### 1 事件数の動向

- (1) 「調査結果のまとめ」には具体的なデータが示されていないが、図表7-1「民事事件・刑事事件・家事事件全体の新受件数の推移」(90頁)に、事件数の統計があるので、これをもとに整理をする。なお、この資料は、すべての年次についての統計ではなく、昭和27年から平成25年までのものであり、かつ昭和時代は、毎年ではなく、5年おきの数字となっている。この資料に示された範囲で、裁判事件数の推移について検討する。
- (2) 各分野別に、最多の年次の事件数と平成25年の事件数とを比較すると、次のようになる。民事事件については、事件数が最多だったのは平成15年で、352万5000件であり、平成25年の事件数は152万4029件となっている。刑事事件については、事件数が最多だったのは、昭和60年で304万2239件であり、平成25年の事件数は105万727件となっている。家事事件については、事件数が最多だったのは、平成25年の91万6409件であるので、比較対象のために、統計にあらわれた最小事件数を見てみると、昭和27年の36万5618件である。少年事件については、事件数が最多だったのは、昭和40年で108万6878件であり、平成25年の事件数は12万3088件となっている。これらをすべて合計した事件数について、最多だったのは昭和40年で785万3822件であり、平成25年の総合計は361万4253件となっている。
- (3) この数字をもとにして、平成25年の事件数と、各分野別の最多事件数、あるいは最小事件数を比較すると、以下のようになる。民事事件は、最多の平成15年と比較すると、ほぼ200万件減少している。刑事事件は、最多の昭和60年と比較すると、ほぼ200万件減少している。家事事件のみ増加しているが、最小の昭和27年と比較しても55万件の増加である。少年事件は、最多の昭和40年と比較すると、平成25年は96万件あまり減少している。事件数の総合計を見ると、最多の昭和40年と比較すると、平成25年は420万件余り減少している。
- (4) 平成15年から平成25年の間の事件数の推移だけを検討しても、事件数の総合計は、平成15年の611万5202件から、平成25年の361万4253件と、毎年減少し続けている。

## 2 民事事件の事件類型別の動向

- (1) 「損害賠償事件は、弁護士の代理割合が8割程度と他の事件に比べて高い傾向にあり、近年の代理割合の上昇には、弁護士保険の普及に伴う影響もあると考えられる。加えて、これを含む代理割合の高い類型の事件数について、近年増加の傾向がみられる。」(205頁)とあるが、この記載自体誤りではない。しかし、弁護士の代理割合が高いとされる損害賠償事件は、他の事件類型と比べると、事件数は少ない。
- (2) 図表7-13「民事第一審通常訴訟 事件類型別順位表(既済):地裁」(102頁)によれば、平成25年には、交通損害賠償は7.46%、その他の損害賠償は14.23%であり、図表7-15「民事第一審訴訟 事件類型別順位表(既済):簡裁」(104頁)によれば、平成25年には、交通損害賠償は、4.77%、その他の損害賠償は1.75%でしかない。すなわち、地裁でも交通事故損害賠償とその他の損害賠償をあわせても21%強であり、簡裁ではあわせて7%弱でしかない。
- (3) 弁護士の代理割合を論ずるのであれば、事件類型別で特に代理割合の高い損害賠償事件のみを取り上げるのではなく、その他の事件類型別の事件も含めて検討するのでなければ、誤った結論に導かれるおそれがある。

## 第6 「法曹の供給状況」について

報告書は、若手弁護士の就職状況を見ながら、それが「法曹人口増加の規模やペースを直ちに左右するに至っているといえるかについては、なお慎重に検証すべき」とし、また、OJTが十分でなくなっている現状についても、そのことによって「新規法曹の数を減少させなければならぬのか、他に工夫できる余地はないのか」という点は、なお検討の余地がある」と、あくまでも弊害から目を背け、客観的な事実から物事を論ずるのではなく、「とにかく何が何でも弁護士を増やしたい」という主観的願望のみに基づいた非科学的態度をとっている。しかし、報告書にも引用されている客観的な事実やデータからは、新規弁護士の就職困難状況は、決して一部に限られた現象でないことが明らかである。そのことによって、これまで弁護士の質を担保する上で重要な役割を果たしてきた勤務弁護士制度が崩壊しつつあることは、深刻な問題である。また、弁護士の急増によって、弁護士1人当たりの取扱件数は減少し、弁護士の所得も激減している。このような具体的事実を目を向けるならば、司法試験合格者数を大幅に減少させ、需給のバランスを回復することが喫緊の課題であることは、異論の余地のないほど明らかなはずである。

### 1 弁護士未登録者の状況など

- (1) 報告書は、一括登録日における未登録者の急増(65期546人、66期570人、67期550人)という現状に対して、65期・66期調査結果の分析から、「就職の困難さを理由に登録が遅れている者は、全体の約13%から約14%にとどまっていると考えられる。」(205頁)としている。これは、一括登録日に登録しないで、その後に登録したという回答者282人のうちの約半数が、本人の回答によると、一括登録時点ですでに「就職が決っていたと推測できるから」、一括登録日における未登録者全体についても、「その半数は就職が決っていたと考えられる」、すなわち、就職先が決っていなかった者は半数にとどまるとし、一括登録時点の未登録者の割合は26%から28%なので(65期は546人で26.3%、66期は570人で28.0%)、一括登録日時点で就職が未定であった者はその半数、つまり13%~14%となるという推定をしたものである。

しかし、この推論には2つの問題がある。その1は、この種のアンケート調査において常に

考慮に入れておかなければならないことであるが、不遇な境遇にある人の回答率は、そうでない人に比べて一般に低くなる傾向があるということである。したがって、仮に一括登録時点において就職が決まっていなかった人の割合は13～14%ではないかという推論がデータから導き出されたとしても、実際の数字は、それよりも少し高い可能性があるのである。

その2は、報告書は、一括登録時点で登録できた人は全く就職に困っていなかったということ的前提にしていることである。これは、事実をありのままに見ない誤った分析である。すなわち、図表9-7(149頁)によれば、一括登録時点で登録できた人の中においても、事務所内独立採算弁護士(ノキベン)が35人、独立開業弁護士(ソクドク)が23人もいる。その合計は58人であるが、これは一括登録日に登録した人(707人)の8.2%に上っている。望んで「ノキベン」や「ソクドク」を選択する人はほとんどいないのであるから、上記58人(8.2%)のうちほとんどの人は、勤務弁護士など通常の就職を望んだにもかかわらず、それを果たすことができなかつたということになる。このように、一括登録日に登録できた人の中にも、就職困難者は多数存在しているのである。

さらに、勤務弁護士として就職できたからといって、就職困難者でないとは言えない。希望する事務所に就職することができず、第2希望、第3希望、最後には「就職できるなら、どこでもいい」と、望まぬ就職をする例も増えている。このことが、就職してはみたものの、事務所と適合することができず、短期間で独立を余儀なくされる例が後を絶たない事態となって現れているのである。

- (2) 報告書は、さらに続けて「進路が未定ないし不明の者は、修習終了から約1年後には、30人程度となっている。」(205頁)とも述べている。

しかし、この「30人」という数字の算出根拠は、全く明らかにされていない。図表9-2「弁護士未登録者の推移比較」(146頁)によれば、修習終了から1年後における弁護士未登録者の数は、66期が57人、65期が52人、64期が56人となっている。この弁護士未登録者が「進路が未定ないし不明の者」であり、それは30人の倍近い数字になっている。報告書は、この修習終了1年後においても、約半数は就職が決まっていると考えられるから、それぞれの人数の約半数である30人が「進路が未定ないし不明の者」なのだと言いたいのであろうか。

しかし、それは完全なまやかしである。すなわち、一括登録日に登録しなかった人のうち約半数は就職が決まっていたというのは、前述したとおり、65期・66期調査において、一括登録日に登録しなかった人に対してその理由を尋ねたところ、約半数が「就職先は決まっていたが、一括登録の審査日に間に合わなかったため」あるいは「就職先は決まっていたが、入所予定日が一括登録日以降だったため」と答えたことを根拠としている。しかし、それらの人のほとんどは、一括登録日から1か月以内に登録を済ませているのであり、これは図表9-5(148頁)から明らかである。したがって、修習終了1年後における弁護士未登録者のほとんどが「進路が未定ないし不明」なのであり、それは60人弱に上っているのである。

なお、上記の数値は、日弁連が発表した弁護士登録数を前提に算出したものであるが、その日弁連発表自体にも問題があることを指摘しなければならない。すなわち、日弁連によれば、「弁護士未登録者」とは「修習修了者から、裁判官・検察官に任官した者及び弁護士登録をした者を引いた数である」が、この「弁護士登録をした者」とは、一度でも登録をしたことのある人を意味しているとのことである。そうすると、いったん登録をしたものの、すぐに登録を取り消した人も、「弁護士登録をした者」に含まれるので、修習終了1年後における弁護士未登録者(60人弱の「進路が未定ないし不明の者」)からは除外されることになる。最近では、弁護士登録をしても、すぐに取り消す人も増えているので、上記60人弱の「進路が未定ないし不明の者」の数は、実はもっと多いということになる。

(3) 報告書は、「こうしてみると、65期以降の者については、実際の就職の困難さが生じている者は、新規に弁護士登録をしようとする者の一部に限られている可能性がある。」(205頁)という。しかし、それは、データを曇った目で見てねじ曲げた結果に過ぎない。事実は、これまで具体的な数値で見てきたように、就職が困難になっているのは一部の者だけに限られた話ではなく、相当の広範囲にわたって広がっていることを示している。それは、法曹の供給が過剰になっていることを意味しており、これに対する対策を直ちに講じる必要があることは明らかである。

## 2 新規登録時の就業形態とOJT

- (1) 報告書は、「勤務弁護士がもっとも多く(約76%)、事務所内独立採算弁護士の割合は約7%、独立開業弁護士は4%であった。事務所内独立採算弁護士と独立開業弁護士の割合及びそのOJT等の状況については、引き続き注視していく必要がある。」(206頁)としながら、その事実が持つ意味については、何ら語ろうとしない。しかし、それは次に述べるように、これまで最も重要なOJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)機能を営んできた勤務弁護士制度が崩壊の一途をたどっているという、極めて深刻な事態を示す事実である。
- (2) すなわち、これまでほとんどの弁護士は、まず勤務弁護士として既存の法律事務所に勤め、先輩弁護士等から指導を受けながら研鑽を積み、一人前の弁護士として独り立ちできる自信がついてから独立開業するという道を歩んできた。弁護士業務は、極めて高度な専門職であるが故に、司法試験に合格し司法修習を終了したというだけでは、国民が安心して仕事を任せられる水準まで到達することは困難である。勤務弁護士としての経験が、高度な専門職としての弁護士業務を支える重要な支柱となっていたのである。このように、我が国における弁護士の質を維持する上で、勤務弁護士制度が果たしてきた役割は、極めて大きなものがある。ところが、最近、「ソクドク」「ノキベン」等の就業形態が増えることによって、勤務弁護士制度が有効な代替措置も一切準備されないまま崩壊しようとしているのである。これは、国民にとって極めて深刻な事態であると言わなければならない。
- (3) 報告書は、事務所内独立採算弁護士と独立開業弁護士の割合は約11%に過ぎないから、それはさほど大きな問題とは言えないと言いたいのであろうか。しかし、一部の大企業等を除き、一般の国民は弁護士を選ぶことができない。弁護士の能力は専門外の国民には分からないのであるから、国民は弁護士という資格を信頼して依頼するしかない。そのとき、1割以上の弁護士がOJTに問題を抱えた弁護士であるかも知れないという事実は、国民にとって切実な問題である。

しかも、先述したとおり、不遇な境遇にある人のアンケート回答率は低くなる傾向があるので、実際の事務所内独立採算弁護士と独立開業弁護士の割合は、もっと高いのではないかと推測される。さらに、11%というのは、最初の弁護士登録時点における割合である。報告書には引用されていないが、65期・66期弁護士のアンケート調査によれば、調査時点における就業形態は、事務所内独立採算弁護士が6.9%、独立開業弁護士が6.2%となっており、その合計は13.1%である。これは、先に述べたとおり、弁護士登録時には既存の法律事務所に就職することができたものの、事務所とのミスマッチで予定外の退所(独立)を強いられた人が相当数存在することによるものと考えられる。

したがって、事務所内独立採算弁護士と独立開業弁護士のアンケート回答率は一般より低くなる傾向があることも合わせて考えるならば、若手弁護士の中におけるその比率は、15%から20%に近いのではないかという推測も成り立つのである。これは、もはや一刻の放置も許されない事態であると言わなければならない。

- (4) 報告書は、OJTの状況について、65期・66期調査によると、日常的に事件処理の指導を受ける機会がないと回答した者が約15%あり、こうした機会の不足により困ったことがあると回答した者が約36%に上っていることを指摘している。ところが、このデータを踏まえた結論としては、「司法修習を終えて弁護士登録した者の継続研修やOJTについては、基本的には自己研さんが求められており、……望ましいOJTを実現するために、新規法曹の数を減少させなければならないのか、他に工夫できる余地はないのかという点は、なお検討の余地がある。」(206頁)としている。

しかし、そもそも、OJTは「基本的には自己研さん」で行うべきであるという認識自体が、弁護士業務の特殊性と、これまで勤務弁護士制度等が果たしてきた重要な役割を理解しようとし、誤謬に満ちたものである。しかも、OJT不足で困ったことがあるという弁護士が36%にも上っているのにかかわらず、それでも「新規法曹の数を減少させなければならないのか、他に工夫できる余地はないのか……」というに至っては、とにかく何が何でも新規法曹の数は減少させたくないという本音が露骨に現れたものとして、滑稽としか言いようがない。

### 3 弁護士登録取消状況

- (1) 弁護士登録取消状況については、「調査結果」には一応の記載はあるものの、「調査結果のまとめ」には記載がない。都合の悪い事実として目を瞑ったと思われる。
- (2) 「調査結果」では、「請求による取消しが増加している。特に60期台が増加している。」(149頁)とまとめられている。具体的には、平成19年に4人であったものが、9人、18人、41人、55人、115人と年々増加し、平成25年には164人になったことが指摘されている。重要なのは、その原因の分析である。ところが、この点については、「その原因が明らかとなる資料などは見当たらない」(150頁)とするのみであり、当初より自ら調査する意欲も意思もなかったようである。
- (3) また、65期・66期調査を引用して、「『今までに弁護士登録の取消しを考えたことがあるか』と質問したのに対し、有効回答数959の約18.5%に当たる177人が、考えたことがあると回答している。これらの者に対し、取消しを考えた理由を質問したところ(複数回答可)、回答数が多かった理由としては、会費負担が重い、法曹以外への転職を考えた、収入が不安定となっている。」(150頁)と指摘しており、現在の新人弁護士のおかれた状況、激増政策の影響が強く窺われる。

しかし、「調査結果」は、これに続けて、「これらは実際には登録を取り消していない者であり、この結果から直ちに実際に登録を取り消した者の理由を推し量ることはできない。」(150頁)とし、極めて冷淡である。都合の悪い事実に関しては、「調査結果」から「推測」はしないという、極めてご都合主義な手法なのである。

### 4 弁護士の懲戒処分

- (1) 「弁護士登録取消状況」と同様、弁護士の懲戒処分についても、「調査結果」には一応の記載はあるものの「調査結果のまとめ」には記載がない。都合の悪い事実として目を瞑ったと思われる。
- (2) 調査結果のまとめを最初に記載した部分(四角で囲われている)では、「懲戒処分を受けているのは、比較的年齢が高く、あるいは実務経験が長い弁護士であるといえる。」(153頁)とされているだけであり、若手弁護士に関する分析が全くなされていない。
- (3) しかし、「調査結果」には、若手弁護士の懲戒処分数の増加が示されている。すなわち、「懲戒処分数は増加傾向となっており、平成25年には98件に達しているが、弁護士数に対する

懲戒処分数の割合は、平成15年以降は0.30%から0.20%強の割合で推移するにとどまって」いる中で、「懲戒処分を受けた弁護士の処分時の弁護士経験年数は、平成22年には経験年数30年から39年までの者が最も多く(24人)、1年から9年までの者が最も少なく(5人)、この傾向は平成24年まで続いたが、平成25年には経験年数1年から9年までの者の懲戒処分件数が増加し(21人)、他の実務経験年数区分(10年から19年、20年から29年、30年から39年、40年以上)と同じ程度の件数(20件前後)となっている。」(154頁)との指摘がある。

このように、若手弁護士の実情を示す重要な事実が指摘されながら、「この傾向が今後続くかは不明である。」(154頁)などと他人事のように述べている。今回の法曹人口調査が、不都合な事実にも目を瞑り、「はじめに結論ありき」の偏頗なものとなっている実情が、ここにも見られるのである。

## 5 弁護士一人当りの取扱事件数

- (1) 報告書は、弁護士一人当りの取扱事件数についても、弁護士実勢調査の結果から減少傾向にあることを指摘しているが、表現が「弁護士の手持事件数や収入・所得については、減少傾向が見られる。」というだけであって、マイルドでわかりにくいものとなっている。
- (2) 弁護士の取扱事件数について、平成26年弁護士実勢調査の結果によれば、平均値が33.9件、中央値が25件、そのうち裁判所事件が平均値16.2件、中央値が12件であり(なお、裁判事件は取扱事件のほぼ半数である)、過去の弁護士実勢調査としては平成18年及び平成20年があるだけで、これらとの比較をするだけに止まっている。とはいえ、平成18年と比較しても、平均値(40.6件→33.9件)及び中間値(30件→25件)がいずれも約17%減少しているのであるから、このことを端的に指摘すべきである。

さらに、司法統計によれば、平成16年から平成25年の10年間に民事・行政事件が317万件から152万件に、刑事事件が160万人から105万人に、少年事件が26万人から12万人にと、いずれもほぼ半減ともいえるべき減少を来しており、わずかに家事事件が70万件から91万件に増えているにすぎないことが分るのであるから、これらの大幅な事件数減少の事実を端的に指摘すべきである。

- (3) 弁護士一人当りの取扱事件数を検討する際には、裁判事件数の増減だけでなく、弁護士人口の増大も考慮すべきところ、この10年の間に裁判事件数が上記の通り半減し、他方で弁護士人口が倍増していることからすれば、取扱事件数の著しい減少が認められるはずであるのに、その点について言及されていない。

むしろ、「代理割合の高い類型の事件数が近年増加の傾向が見られる」ことをことさら強調して(205頁「5 裁判事件数からみる需要」)、取扱事件数の著しい減少という重大な事実を覆い隠そうしている点で、非常に誘導的な結論の記載となっている。

## 6 弁護士の収入・所得

弁護士の収入・所得についても、上述のように減少傾向を抽象的かつマイルドに指摘するに止まっている。しかし、平成18年調査と平成26年調査を比較すると、平均値が1748万円から907万円、中央値が1300万円から600万円にいずれも半減しているという看過できない状況が生じているのであるから、これらの事実を「調査結果のまとめ」として端的に指摘すべきである。

弁護士の所得を調査することの意味は、「衣食足りて礼節を知る」という古人のことばがあるように、弁護士がよい仕事ができるためには事務所経営に汲々しているのではなく、事務所経営に



不安を持たないだけの保障が必要だからである。所得に関する上記のデータは、事務所経営に不安を持つ弁護士が増えている状況を示していると評価すべきである。

## 第7 「法曹養成過程の現状」について

司法試験の合格最低点は年々着実に下がってきており、法曹の質の低下が危惧される。また、法曹志願者数が激減しており、優秀な人材、多様な人材が法曹界に集まらなくなっている。このままでは、人的側面から司法が崩壊しかねない危機を迎えているとすることができる。

### 1 司法試験における合格最低点の推移について

報告書が述べる「法曹養成過程の現状」は、客観的な数字を並べただけのものがほとんどであるので、その引用するデータ自体については、取り立てて言及すべき点はほとんどない。しかし、司法試験の合格最低点に触れた部分には、見過ごすことのできない問題点があるので、一言指摘しておきたい。

すなわち、報告書は、「司法試験における合格点は、実施年によって合格点が上下している」(207頁)と述べているが、これは完全なごまかしである。実際は以下に述べるように、新司法試験が実施されて以来、司法試験の合格最低点ないし受験者の平均点は、毎年確実に低下してきている。この点に関するデータは、以下のとおりである(187頁)。

	(合格点)	(平均点)
2006(平成18)年	915	951.46
2007(平成19)年	925	941.69
2008(平成20)年	940	930.64
2009(平成21)年	785	767.04
2010(平成22)年	775	744.00
2011(平成23)年	765	738.91
2012(平成24)年	780	761.08
2013(平成25)年	780	760.20
2014(平成26)年	770	751.16

報告書も述べているとおり、2009年から総合得点の集計方法が変更され、満点が変わったので、上記数値を比較するにあたっては、2008年までと2009年以降とに分けて考察する必要がある。

そこで、まず2008年までの合格最低点を比較してみると、毎年上昇しているように見える。しかし、これは、受験者数が飛躍的に増えたにもかかわらず、合格者数はそれほど増えなかったために起きた現象である。すなわち、(新)司法試験の受験者数と合格者数は、以下のとおり推移している。

	(受験者数)	(合格者数)
2006(平成18)年	2091	1009
2007(平成19)年	4607	1851
2008(平成20)年	6261	2065
2009(平成21)年	7392	2043

2010 (平成22)年	8163	2074
2011 (平成23)年	8765	2063
2012 (平成24)年	8387	2102
2013 (平成25)年	7653	2049
2014 (平成26)年	8015	1810

上記のとおり、2006年から2007年にかけて、受験者数は2.2倍に増えたにもかかわらず、合格者数は1.8倍にしか増えなかった。また、2007年から2008年にかけては、受験者数は1.4倍に増えたものの、合格者数は1.1倍にしか増えていない。このように、受験者数が合格者数に比して大幅に増えれば、合格最低点上がるのは当然の現象である。

したがって、この3年間における受験者のレベルを推し測るには、受験者全体の平均点で比較する他ない。そこで、前記平均点の推移を見てみると、毎年着実に約10点ずつ下がっているのである。この3年間において、試験の内容が難しくなっていくという報告はない。むしろ、新司法試験実施以来、未修者の合格率が非常に低いこと等が問題とされた結果、現在に至るまで司法試験は年々易くなっているという評価が一般である。それにもかかわらず、平均点はどんどん下がっているのである。

それでは、2009年以降についてはどうであろうか。最後の年である2014年を除けば、合格者数は毎年約2000人程度で、ほぼ一定している。これに対し受験者数は、2008年までの3年間ほどではないが、2009年から2011年まで、毎年若干の増加を見せている。それにもかかわらず、合格最低点は毎年10点ずつ低下しているのである。もちろん、平均点も下がっている。この間における司法試験合格者の学力水準が着実に低下していることは、明らかである。

ところが、2012年は受験者数が若干減ったにもかかわらず、合格最低点が765点から780点へと、15点上がっている。そして、翌2013年においても、合格最低点は780点のまま変わらなかった。この2年間だけが異常な数値を示している。その原因は、現時点では必ずしも詳らかではないが、1つだけ明らかなことは、2012年は初めて予備試験合格者が司法試験を受験した年であるということである。司法試験の平均点は、予備試験合格者の方が法科大学院修了者より高いというデータが示されているので、予備試験合格者が司法試験の合格最低点と平均点を押し上げた1つの要因となったことは、否定できない事実であると思われる。

そして、最後の年である2014年は、合格者数が239人減り、受験者数が362人増えたにもかかわらず、合格最低点は10点下がっている。このように、合格最低点を下げたにもかかわらず、合格者数が減ってしまったということは、この年の受験者のレベルがいかに低かったかを如実に物語るものである。

以上のとおり、「司法試験の合格最低点は、実施年によって上下している」旨の報告書の記載は、全くのごまかしである。2012年と2013年を除いて、合格最低点または平均点は、毎年確実に低下を続けているのであり、司法試験受験者・合格者のレベルは、年々下がっていると見なければならぬ。

その結果、「接見禁止処分になっていたので、被疑者と接見できませんでした。」と述べる若手弁護士が現れたり（注：接見禁止処分は、被疑者と一般人との面会を禁止するものであり、弁護人の接見を禁止することはできない。）、二回試験（注：司法修習の終了試験）において、被告人が無罪を主張しているにもかかわらず、有罪を前提とする情状弁論しか行わない答案が多数現れたりする等の事態が発生している。国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、法曹としての最低限のレベルが確保されていることが必要不可欠である。しかし、こうした観点から

は、現状はすでに危険水域に達していると言わなければならない。

## 2 法曹養成過程のデータが示すもの

報告書は、法曹養成過程における様々な生のデータをそのまま示すだけで、これに対する論評をほとんど行っていない。しかし、報告書に引用されている多くのデータは、現在の我が国における法曹養成制度が極めて危機的な状況に陥っていることを明白に物語っている。

例をあげればきりがないので、1つだけ指摘すると、報告書は、「法科大学院適性試験受験者は、初年度である平成15年度は5万3876人（重複受験あり。）であったものの、以来、一貫して減少傾向にあり、平成26年度には4091人にまで減少した。」（206頁）という。このように、志願者数が10分の1以下に激減したような制度あるいは業界は、もはや通常であれば、そのまま維持していくことは困難であろう。抜本的な制度改革を行わない限り、そのような業界に明るい未来は見えてこない。

志願者数が激減しているということは、優秀な人材、多様な人材が法曹界に集まらなくなっているということを示している。前述した司法試験受験者・合格者のレベルの低下についても、その大きな原因の1つとして、この志願者数の激減をあげることができる。志願者数を回復させるための思い切った対策を講じないと、我が国の司法は人的側面から崩壊しかねない重大な危機に直面していると言わなければならない。

志願者数を回復させるためには、志願者数が激減するに至った原因を取り除く必要がある。その主な原因の1つとして指摘されるのは、法曹人口との関連に絞って言えば、弁護士数が急増したことによって、法律事務所への就職が困難になり、弁護士の所得も低下したという点である。法科大学院修了が司法試験の基本的な受験資格とされたことや、司法修習生に対する給費制が廃止されたことも相まって、法曹資格取得に要するコストは著しく上昇した。ところが、苦勞して資格を取得しても、それに見合ったものが得られるかどうか、はなはだ心許ない状態になってしまった。このようなコストパフォーマンスに著しく欠ける状態になったことが、志願者数激減の主要な要因である。これを是正するためには、司法試験合格者数を減らし、弁護士の需給バランスを回復し、法律事務所の経営を安定したものにすることが喫緊の課題である。

報告書が引用する法曹養成過程のデータを少しでも分析すれば、上記のように、司法試験合格者数を減少する方向が当然に出てくるはずである。ところが、報告書は、これについては一切口をつぐんで語ろうとしない。先に、報告書は生のデータをそのまま示すだけで、これに対する論評をほとんど行っていないことを指摘した。それは、法曹養成過程におけるデータについて何か論評しようとするれば、上記のように司法試験合格者数を減少させる方向しか出てこないからである。ここにも、報告書の偏頗な姿勢が如実に現れている。

## おわりに

将来の法曹人口をどうするか議論はしばらく脇に置き、今や放置することが許されない状況になっている弊害を除去するため、共同して緊急避難的な対策を実施すべきである。

報告書は、結語において、「本件調査において判明した結果は以上のとおりであり、これらのデータや分析を踏まえて、あるべき法曹人口について検討することとしたい。」（207頁）と述べている。しかし、これまで縷々述べてきたとおり、報告書に示されたデータ分析は、最初から「増員ありき」「需要ありき」を前提とした、極めて恣意的で偏頗なものとなっており、客観性に乏しく到

底公正なものと言うことはできない。このようなデータ分析を今後の議論の前提にすることは、国の将来を誤ることになりかねない。

今、何よりも重要なことは、「増員は善か悪か」といった理念的な論争に決着をつけることではない。いわんや、「増員は善である」という凝り固まった考えを前提にして、そうした結論に結びつけるための無理なデータ分析を行うことでもない。現実が発生している弊害を直視し、動かしがたい具体的な事実に基づいて、あくまでも国民の立場に立って、法曹養成制度をどうするべきかについて虚心坦懐に議論し、この国の司法をより良くしていくことこそが求められている。

具体的な事実を直視すれば、少なくとも現状を前提とする限り、このままの司法試験合格者数を維持することができないことは明らかである。弁護士の需給バランスが崩れ、様々な弊害が顕著になっている。法律事務所への就職が困難になり、法律事務所の経営も年々困難さを増している。そのため、法曹志望者が激減し、優秀な人材、多様な人材が法曹界に集まらなくなっている。法律事務所への通常の就職が困難になったため、弁護士登録と同時に1人で独立する「ソクドク」、事務所の机だけを借りて独立して仕事を行う「ノキベン」等の業務形態が増えている。これまでの弁護士は、弁護士登録をした最初は勤務弁護士として法律事務所に所属し、先輩弁護士の指導の下に業務経験を積み重ねる中で、弁護士として独り立ちできる自信を得た後に独立していた。この勤務弁護士制度が、我が国における弁護士の質を維持するために果たしてきた役割はすばる大きい。ところが、その勤務弁護士制度が、有効な代替措置も一切準備されないまま、崩壊しようとしているのである。また、司法試験は、合格者数が他の政策目的により必要以上に急増させられた結果、法曹として必要な最低限の学力レベルを判定する機能を営むことができなくなっている。このままでは、国民は、安心して弁護士を依頼することができなくなってしまうであろう。法曹の質の低下は、弁護士だけでなく、裁判官や検察官にも及んでいく。裁判が国民の信頼を失い、秩序を適切に維持することができなくなったとき、国家はその成り立ちそのものが問われる事態になる。現在の法曹養成制度が抱える問題は、単なる法曹養成問題のみにかかわる問題ではなく、我が国の司法のあり方が問われる問題であり、それは国家の存立にもかかわる重大な問題であるということをお心すべきである。

上記のような現実に発生している大きな弊害に目を向けるならば、将来の法曹人口をどうするべきかに関する見解の相違にかかわらず、少なくともこの弊害を現実に改善する方策を考えるべきであるという点については、異論を見ないはずである。「結論ありき」の議論から脱却し、虚心坦懐に事実を眺め、事実謙虚な議論を展開するならば、大方の議論は一致するはずである。

繰り返す。今は、「増員は是か否か」といった議論をしている時ではない。そのような余裕はないのである。まずは、弊害を除去することが先決であり、それこそが喫緊の課題である。将来の法曹人口をどうするかは、その後を考えても遅くはない。将来における法曹人口のあり方についてはしばらく脇に置き、国の将来にかかわる重大事態に共同して対処すべく、緊急避難的対策を直ちに実施に移すべきである。

以上